

塩谷町告示第 81 号

塩谷町健康診査等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 6 年 4 月 25 日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町健康診査等に関する要綱の一部を改正する告示

令和6年4月25日

告示第19号

塩谷町健康診査等に関する要綱(平成29年塩谷町告示第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表(第2条、第3条、第4条関係)					別表(第2条、第3条、第4条関係)				
根拠法令等	健康診査等の内容	受診対象者	実施	一部負担金	根拠法令等	健康診査等の内容	受診対象者	実施	一部負担金
高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法の規定によらず、町が実施する健康診査等	若年基本健康診査	19歳から39歳までの者	集団	無料	高齢者の医療の確保に関する法律及び健康増進法の規定によらず、町が実施する健康診査等	若年基本健康診査	19歳から39歳までの者	集団	無料
	特定健康診査又は特定健康診査に準ずる健康診査に係る追加検査	40歳以上の者	集団	無料	特定健康診査又は特定健康診査に準ずる健康診査に係る追加検査	特定健康診査又は特定健康診査に準ずる健康診査に係る追加検査	40歳以上の者	集団	無料
健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2及び感染症の	胃がん検診	30歳以上の者	集団	500円	胃がん検診	30歳以上の者	集団	500円	500円
	胃がんリスク検診	40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70	集団	500円	胃がんリスク検診	40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70	集団	500円	500円

予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2の規定により実施する健康診査等		歳の者		
	大腸がん検診	30歳以上の者	集団	500円
	肺がん検診及び結核定期健診	40歳以上の者(結核定期健診は65歳以上の者)	集団・個別とも	無料
	前立腺がん検診	50歳以上の男性	集団	500円
	肝炎ウイルス検診	40歳・41歳・46歳・51歳・56歳・61歳・66歳・71歳で過去に検査を受けていない者	集団	無料
	子宮がん検診	20歳以上の女性	集団・個別とも	500円
	乳がん検診	30歳以上の女性	集団	500円
	骨粗しょう症検診	20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳	集団	500円

予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2の規定により実施する健康診査等		歳の過去に検査を受診していない者		
	大腸がん検診	30歳以上の者	集団	500円
	肺がん検診及び結核定期健診	40歳以上の者(結核定期健診は65歳以上の者)	集団・個別とも	無料
	前立腺がん検診	50歳以上の男性	集団	500円
	肝炎ウイルス検診	40歳以上 で過去に検査を受けていない者	集団	無料
	子宮頸部がん検診	20歳以上の女性	集団・個別とも	500円
	子宮頸部がん及び体部がん検診	20歳以上であり、医師が認めた者	個別	1,000円
	乳がん検診	30歳以上の女性	集団	500円

	歳の女性		
--	------	--	--

備考

- 1 「集団」とは、公民館等の会場で、集団的に受診する健康診査等をいう。
- 2 「個別」とは、指定医療機関において個別的に直接受診する健康診査等をいう。
- 3 年齢は、健康診査等を受診する日の属する年度末における年齢とする。
- 4 70歳以上は無料とする。

	性		
骨粗しょう症検診	20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳の女性	3集団	500円
歯周疾患検診	20歳から74歳までの者	個別	無料

備考

- 1 「集団」とは、公民館等の会場で、集団的に受診する健康診査等をいう。
- 2 「個別」とは、指定医療機関において個別的に直接受診する健康診査等をいう。
- 3 年齢は、健康診査等を受診する日の属する年度末における年齢とする。
- 4 70歳以上は無料とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。